

令和7年度 石川支部事業計画（案）



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

令和7年度 事業計画（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、石川支部評議会における丁寧な説明と保険料率に関する議論を実施 ・ 事業主・加入者への協会の保険財政、協会決算や今後の見通しに関する積極的な情報発信 ・ 保険者協議会等の会議において、安定した財政運営を行う観点から積極的な意見発信を実施 【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会です十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制の構築 ・ 業務量の多寡や優先度への対応のため、全職員の多能化による事務処理体制の強化と生産性向上 ・ 標準化・効率化・簡素化のため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底と職員の意識改革を徹底 ・ 自動審査状況等の分析による事務処理の効率化を実施

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について迅速な業務処理の徹底とサービススタンダード（10日間）の100%達成率を継続
- ・加入者・事業主の利便性の向上と負担軽減の観点から、郵送による申請の促進と電子申請を導入（電子申請導入は令和8年1月）
- ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化と接遇品質の向上
- ・コールセンター対応や記入の手引きの多言語化等による国際化対応の推進
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく業務の課題抽出と改善の実施
- ・ホームページ導入の「チャットボット」を活用した加入者の利便性向上

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付費の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

- KPI：1）サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- 2）サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
- 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な履行
- ・ 不正疑い申請に対する支給の可否を再確認及び保険給付適正化 PT（支部内に設置）、事業主への立入検査を実施
- ・ 海外出産の出産育児一時金にかかる出産の事実確認の徹底
- ・ 柔道整復施術療養費にかかる多部位かつ頻回及び負傷・治癒等を繰り返す申請を抽出のうえ加入者への文書照会の強化や面接確認委員会を実施、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を実施
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、施術の必要性の文書確認による審査強化
- ・ 被扶養者資格の再確認にかかる未送達事業所の所在地調査及び未提出事業所への提出勧奨の徹底
- ・ 現金給付等の適正化推進のため、標準化した業務プロセスによる処理徹底と、正確性と迅速性向上のための業務研修を実施

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」策定による効果的・効率的な点検の推進
- ・ 毎月の自動点検マスタの更新によるシステムを最大限に活用した点検の実施
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有と高点数レセプトの点検の強化等による内容点検効果の高いレセプトの優先的・重点的な審査を実施
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対する再審査請求理由の明示及び毎月の協議の場における協会知見のフィードバックを実施
- ・ 点検員のスキルを向上・内容点検の質的向上を目的とする研修等の実施
- ・ システム改善により自動化された資格点検及び外傷点検の着実な実施

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
 （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・新規発生債権の全件調定及び納付書の速やかな送付の徹底、「債権管理・回収計画」に基づく早期回収の着実な実施
- ・保険者間調整の積極的な活用及び弁護士と連携した催告・法的手続きの厳格な実施
- ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止のため、事業所からの早期の届出にかかる日本年金機構と連携した周知広報の実施

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

- KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

	○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ・マイナ保険証の利用促進にかかる広報を重点的に実施 【重要度：高】 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。
--	---

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	○ データ分析に基づく事業実施 ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信 ・医療費・健診データ等を活用した石川県と共同の地域差等の分析を実施 ・加入者への広報と保健事業計画への反映を目的とした健診・保健指導等に関する分析の実施 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・分析の精度を高めるための外部有識者の知見を活用した調査研究の検討 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。
--------------------------	---

③ 好事例の横展開

- ・国民健康保険中央会と連携した事業の実施に向け、先行実施支部からの情報収集及び石川県国民健康保険団体連合会との関係深化

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等の活用による、効率的・効果的な受診勧奨を実施
- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえた受診勧奨等取組を推進
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率向上を目指した支部独自集団健診の充実
- ・ 事業者健診データの取得について、事業者健診データが確実に協会に提供されるよう、事業主へのアプローチ強化
- ・ 2025 年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得推進
- ・ 2026（令和 8）年度以降順次実施する若年者を対象とした健診や人間ドック健診等の円滑な実施準備

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： 184,404 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 70.4%（実施見込者数： 129,820 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 13.2%（取得見込者数： 24,341 人）

■ 被扶養者（実施対象者数： 37,493 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 36.2%（実施見込者数： 13,572 人）

- KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 70.4%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 13.2%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 36.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底
- ・ 健診・保健指導カルテ等の活用による、効率的・効果的な利用勧奨を実施
- ・ 健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診機関における健診当日初回面談実施のより一層の推進
- ・ 支部独自集団健診会場における健診当日の特定保健指導を実施拡大

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導の推進および特定保健指導成果の見える化を実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数： 29,907 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 32.2%（実施見込者数： 9,630 人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数： 1,167 人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 17.4%（実施見込者数： 203 人）

- KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 32.2%以上とする
 2）被扶養者の特定保健指導実施率を 17.4%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨の着実な実施
- ・ 胸部エックス線検査における未治療者への受診勧奨の新たな実施
- ・ 未治療者に対して、特定保健指導等の機会を活用した早期受診の重要性についての周知徹底
- ・ 従業員のリスク認識を深めるため、事業主に対し、労働局等との連携を通じた意識醸成への働きかけを実施
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組の実施を検討

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のＱＯＬの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
 （※）2025（令和 7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大を推進
- ・事業所カルテの活用等による事業主と連携した加入者の健康づくりを推進
- ・石川県等と連携し、県の健康増進計画等も踏まえた取組を推進
- ・中小企業における健康づくり推進のため、商工会議所等と連携した取組を推進
- ・医療費・健診データの分析に基づく健康課題（代謝・運動不足）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ「足腰チェック講座」の実施
- ・メンタルヘルス対策の事業所における取組の底上げを図るため、産業保健総合支援センター等と連携したセミナーや支部独自で実施する出前講座等の実施

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 1,600 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

- ・50 歳代へのジェネリック医薬品の切り替え・長期収載品の選定療養の周知広報
- ・バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進に向けた医療機関への働きかけ、加入者への広報実施
- ・乳幼児世帯向け上手な医療のかかり方広報の実施

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：1）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2）バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

・協会が保有する医療費・健診データを活用した保険者協議会や県・自治体主催の協議会等における意見発信を実施

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

	③インセンティブ制度の実施及び検証 ・インセンティブ制度各指標の着実な取組みを実施 ・加入者及び事業主に向けたインセンティブ制度の取組み周知広報を実施 ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・広報については以下を重点的に実施 * マイナ保険証の利用促進 * 令和8年度から実施の「健診体系の見直し」 * LINEによる加入者へ直接届く広報を強化 * 利便性の高いホームページ作りや紙媒体・メールマガジンによる広報を継続実施 ・健康保険委員の委嘱拡大のため、勧奨（とくに新規加入事業所への速やかな勧奨）を確実に実施 ■ KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を74.8%以上とする 2）SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	○ 人材の育成及び内部統制等 ・OJTやOFF-JT研修を効果的に組み合わせた人材育成や意識啓発を実施 ・各種ミーティングによる情報共有の徹底と組織目標の達成に向けた進捗管理の徹底 ・個人情報保護及びコンプライアンス徹底のため定期的な支部内委員会を開催のほか、災害など各種リスクを想定した訓練を実施 ・働きやすい職場環境づくりへの取組み、ハラスメント相談窓口の周知・浸透 ○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・全職員のコスト意識向上とペーパーレス化の推進、適正な在庫管理の徹底

	・調達において競争性の向上・多くの業者が参加できる環境整備のため、公告期間・納期までの十分な期間の確保、複数者からの見積書徴取、仕様書の見直しを実施 ・入札説明書交付後に入札に参加しなかった業者へアンケート等調査を実施 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--